## インボイス制度の開始! 特にご留意いただきたい 事項

## 10月1日に登録通知が未達の場合

## 【買手の対応】

Q.売手から登録番号のないインボイスを受領したのち、<u>登録番号のお知らせ等が</u> 届かないまま申告期限を迎えたが、仕入税額控除を行ってよいか?

事前にインボイス発行事業者 の登録を受ける旨が確認で きたときは、受領した登録番号の ない請求書等に記載された金 額を基礎として、仕入税額 控除を行うこととして差支 えありません



事後的に交付されたインボイス や登録番号のお知らせを保存す ることが必要です

※ **保存**できなかった場合、翌課税期間に おいて仕入税額控除を調整することとして 差し支えありません。

さらに!

基準期間における**課税売上高が1億円以下又**は特定期間における課税 売上高が5千万円以下の事業者は、税込1万円未満の課税仕入れについ て、<u>帳簿の保存のみで仕入税額控除が可能(「少額特例」といいます)</u> ですので、上記の対応は不要です。



## 年末調整の準備をしましょう

控除のハガキが届く時期です。「お近くに貼り出してご利用ください」

- □生命保険料控除証明書(一般・介護・個人年金)
- □地震保険料控除証明書(地震・旧長期損害)
- □国民年金•国民年金基金保険料控除証明書
- □小規模企業共済保険料控除証明書(iDeCo等)
- 口住宅借入金特別控除申告書 借入金残高証明書
- 口中途入社で前職がある方は前職の源泉徴収票



従業員さんへ 呼びかけましょう

医療費控除は従業員さん自身が確定申告で行う控除です。(年末調整では行えません)



年末調整システムセミナーを11/14 (火) PM開催予定 詳細につきましては、後日詳しくお知らせいたします





皆様の周りに経理指導をして 欲しい方はおられませんか? 担当者へお問合せください

